

提出書類確認票(建設コンサルタント用)

申請する前に下記の確認票により、提出書類や提出要領をご確認ください。
本確認票は、なるべく申請書と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

商号・名称

注) 「提出条件」欄の表記 ◎:必ず提出 ○:必要に応じて提出 /:提出不要

提出条件		提出書類	提出要領	申請者確認欄	佐久水道確認
法人	個人				
◎	◎	① 建設コンサルタント等の業務入札参加資格審査申請書	佐久水道企業団指定様式 様式は企業団ホームページからダウンロードしてください		
○	○	登録証明書(写し可) ア. 測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けている測量業者)⇒希望する場合、必ず提出してください イ. 建築士事務所(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築士事務所)⇒希望する場合、必ず提出してください ウ. 建設コンサルタント(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)第2条第1項の規定による登録を受けている建設コンサルタント)⇒登録を受けている場合、提出してください エ. 地質調査業者(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示718号)第2条第1項の規定による登録を受けている地質調査業者)⇒登録を受けている場合、提出してください オ. 補償コンサルタント(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録を受けている補償コンサルタント)⇒登録を受けている場合、提出してください			
◎	◎	③ ア. 「事業税」に未納がないことが確認できる納税証明書(写し可) イ. 「消費税及び地方消費税」に未納がないことが確認できる納税証明書(写し可)	ア、イ 両方とも提出 都道府県又は都道府県出先機関発行発行のもの 委任先のある場合、委任先所在地の都道府県発行のもの (3カ月以内発行のもの) ア、イ 両方とも提出 税務署発行のもの (3カ月以内発行のもの)		
◎	/	④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)	(3カ月以内発行のもの)		
/	◎	⑤ ア. 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書 イ. 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書	ア、イ 両方とも提出		
◎	◎	⑥ 経営規模等給括表			
◎	◎	⑦ 業務経歴書	資格審査基準日(令和5年10月1日)直前2年間の各営業年度における業務経歴書 申請を行う業種ごとにまとめてください		
◎	◎	⑧ 技術者経歴書			
○	○	⑨ 社内規則又は委任状	主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合提出		
◎	◎	⑩ 利益処分又は損失処理、貸借対照表及び損益計算書	資格審査基準日(令和5年10月1日)直前の営業年度のもの 利益処分又は損失処理は法人業者に限る		
◎	◎	⑪ 技術者一覧表			
⑫、⑬いずれかを必ず提出 ◎		⑫ 「健康保険・厚生年金保険の領収証書」、「社会保険料納入証明書」、「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し ⑬ 賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し	厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がある場合提出してください 厚生年金保険及び健康保険の加入の義務がない場合提出してください		
⑭、⑮いずれかを必ず提出 ◎		⑭ 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し ⑮ 賃金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し	雇用保険の加入がある場合提出してください 雇用保険の加入の義務がない場合提出してください		

＜留意事項＞

- ア 申請書等の提出部数は、正本1部です。
- イ 申請書類のサイズはA4版とし、市販のフラットファイル(A4版・色指定なし)綴じこんでください。
(表、背表紙に、商号又は名称を記載してください)
- ウ 申請書以外の添付書類については、特に様式の定めはありません。